

墨田区住まいの防犯対策臨時補助金 Q&A

申請について

問	いつから申請できますか。
答	令和7年3月21日午前8時30分から申請を受け付けます。
問	申請の締切日はありますか。
答	締切日は設けていませんが、補助額の合計が予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。
問	補助金の申請前又は防犯物品の購入前に、相談は必要ですか。
答	防犯物品の購入及び設置後の申請になりますので、不要です。ただし、購入希望の防犯物品が補助対象になるか不安等がございましたら、ご相談ください。
問	共同住宅の管理組合又は賃貸住宅の大家等が防犯物品を設置する場合も対象となりますか。
答	本事業は世帯ごと（個人名で）の申請となるため、対象とはなりません。
問	共同住宅の窓や玄関等は共用部分にあたりますが、これらに防犯物品を設置する場合は対象となりますか。
答	専用使用权のついた共用部分とみなし、対象となります。ただし、管理組合等と十分な調整を行ってください。
問	世帯主でなくても申請できますか。
答	同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請書、領収書の名義及び口座名義人は同一の方にしてください。
問	二世帯住宅ですが、各世帯ごとに申請できますか。
答	原則、同じ住宅（建物）につき申請は1回限りです。 ただし、玄関や公共料金のメーター等が分かれている場合は、各世帯ごとに申請できます（審査の際に、区職員が現場を確認する場合があります。）。二世帯で同時に購入及び設置する際は、領収書の宛名等を各世帯ごとに分けてください。
問	賃貸物件でも申請できますか。
答	申請できます。ただし、大家等からの同意（同意書の提出）が必要です。
問	区内に住居を所有していますが、住民登録地は区外です。申請可能ですか。
答	申請できません。区内の住民登録が必要です。
問	いつから購入及び設置したものが対象になりますか。
答	領収書の日付が令和7年3月21日以降のものが対象です。
問	領収書の日付とは、領収書の発行日という認識でよいですか。
答	領収書の日付は、実際に金銭の授受が行われた日を意味しますので、発行日とは異なります。
問	領収書の日付がちょうど令和7年3月21日です。対象になりますか。
答	対象になります。
問	令和7年3月21日より前に購入し、令和7年3月21日より後に設置しました。補助対象になりますか。
答	購入した際の領収書の日付が令和7年3月21日より前である場合は、補助対象外です。 ただし、設置費用の領収書の日付が令和7年3月21日以降の場合は、設置費用に限り補助対象となります。

問	設置費用も含めた領収書の日付が令和7年3月21日より前で、納品書の日付が令和7年3月21日より後の場合は、補助対象になりますか。
答	補助対象外です。領収書の日付を基準に判定します。
問	防犯物品を複数品目購入しましたが、申請できますか。
答	複数品目の申請ができます。ただし、一度にまとめて申請してください。
問	インターネットでの購入は対象になりますか。
答	対象になります。ただし、領収書が発行できる場合に限りです。
問	クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済での購入は対象になりますか。
答	対象になります。ただし、領収書が発行できる場合に限りです。
問	購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。
答	含まれません。販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引等）やポイントを利用した支払いは割引と同様の扱いとし、割引後の支払額を購入費用として計算します。
問	購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。
答	付与されるポイントは、購入費用から減額しません。
問	郵送での申請は可能ですか。
答	可能です。ただし、郵便事故等に伴う未着や配達遅れについては責任を負いかねます。
問	オンラインでの申請は可能ですか。
答	可能です。以下のリンクから申請してください。 https://logoform.jp/form/DnDq/911115
問	補助対象物品を購入した際の手数料（代引き手数料及びウェブサイト利用料等）や送料は補助対象になりますか。
答	補助対象外です。 ただし、設置する際の工事費は補助対象のため、申請できます。
問	補助対象物品を設置するために、必要となった資材の購入費は補助対象になりますか。
答	「補助対象物品 定義・要件一覧」に記載された物品以外の物の購入費用は、補助対象外です。 ただし、専門業者による設置工事に必要となる物品であれば申請できます。
問	購入する物品単体では「補助対象物品 定義・要件一覧」の補助対象物品に当てはまらないですが、複数の物品を組み合わせることで定義・要件に当てはまります。補助対象になりますか。
答	物品単体で要件に当てはまらない物に関しては、補助対象外としています。
問	購入した防犯物品の設置を知人に依頼し、報酬を支払いました。この報酬の費用は補助対象になりますか。
答	防犯物品の設置費用は、専門業者に依頼し費用を支払った場合のみ対象です。 知人等に設置を依頼した際に支払った費用は補助の対象にはなりません。
問	防犯カメラ等が設置されるホームセキュリティを導入した際の費用は補助対象になりますか。
答	リース料、レンタル料及び委託費等といった毎月の支払が生じるものは補助対象外です。 ただし、ホームセキュリティ会社から補助対象物品を買い上げた場合は対象になります。

申請書類について

問	申請書類の記載方法がわかりません。
答	記載例（区ウェブサイトで公開又は窓口配布）を参考にしてください。
問	申請書類の記載を間違えた場合は、どうすればよいですか。
答	訂正箇所には二重線を引き、その上に正しい内容を記載してください。 修正テープ及び修正液の使用は、認められません。
問	必要書類は、原本を提出してもよいですか。
答	原本提出は可能ですが、返送はできません。
問	補助金の振込先の口座は、本人名義以外の口座でも可能ですか。
答	申請者本人名義の口座のみになります。
問	写真は設置前のものでも申請可能ですか。
答	購入し、設置した後の写真の提出をお願いします。
問	設置後の写真は、どのように提出すればよいですか。
答	持参又は郵送申請の場合は、現像した写真又は写真データをワード等に貼り付けたものの写し（カラー印刷）を提出してください。 オンライン申請の場合は、写真データを添付してください。
問	都営住宅に住んでいます。「大家又は所有者からの同意書」の提出はどうすればよいですか。
答	以下の取扱いとなります（JKK東京亀戸窓口センターに確認済）。 ・防犯フィルム及び防犯錠・補助錠は区ウェブサイト掲載の同意書の提出が必要です。 ・録画機能付きドアホン「受領印付きの模様替え届」により同意書の代替が可能です。 ・防犯カメラ及びセンサーライトは共有部分への設置が不可である旨、確認しています。
問	区営住宅に住んでいます。「大家又は所有者からの同意書」の提出はどうすればよいですか。
答	「受領印付きの模様替え届」により代替が可能です場合があります。 補助対象物品の設置の可否については、墨田区都市計画部住宅課公営住宅担当（03-5608-6214）にご確認ください。

補助率・補助額について

問	補助率は。
答	補助対象物品の購入及び設置に係る費用の1/2を補助します（1,000円未満切捨て）。
問	補助上限額はいくらですか。
答	40,000円です。
問	60,000円の防犯カメラを購入しました。補助額はいくらですか。
答	補助額は30,000円です。 （60,000円×1/2＝30,000円）
問	100,000円の防犯カメラを購入しました。補助額はいくらですか。
答	補助額は40,000円です。 （100,000円×1/2＝50,000円、ただし補助上限額40,000円）
問	44,000円の録画機能付きドアホンと11,000円の防犯フィルムを購入しました。補助額はいくらですか。
答	補助額は27,000円です。 （{44,000円＋11,000円}×1/2＝27,500円、ただし1,000円未満切捨て）

防犯カメラについて

問	補助対象となる防犯カメラの定義はありますか。
答	・犯罪防止を目的としているもの ・継続的に撮影している、録画機能のついたカメラ
問	防犯カメラ本体以外にも補助対象となる関連機器はありますか。
答	防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な、最低限の関連機器も対象です（「その関連機器がないと映像の記録・通信ができない」等が判断基準となります。）。
問	ダミーカメラは補助対象に該当しますか。
答	定義に合致しないため、対象外です。
問	防犯カメラの設置場所に要件はありますか。
答	住宅の敷地内かつ屋外に設置された防犯カメラが対象です。
問	防犯カメラの撮影範囲に要件はありますか。
答	撮影範囲は住宅の敷地内で、かつ近隣住民等のプライバシー保護に留意してください。やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者等に必ず事前に説明を行い、同意を得てください。
問	防犯カメラとは別に、スマートフォンに記録映像を送信するための機器（ネット接続機器）を購入する場合、対象になりますか。
答	別途購入するネット接続機器は補助対象となりません。 ただし、防犯カメラにスマートフォンへの映像送信機能が内蔵されている等、防犯カメラのシステムとして一体となっている場合は補助対象になります。
問	ペットカメラ等、屋内を撮影するカメラは補助対象になりますか。
答	防犯対策（侵入者対策）に資するものではないため、補助対象外です。

録画機能付きドアホンについて

問	補助対象となる録画機能付きドアホンの定義はありますか。
答	訪問者の姿を映像で確認・録画をすることができる機能がついているドアホン
問	録画機能に要件はありますか。
答	動画及び静止画ともに補助対象です。
問	既に録画機能付きドアホンがある状態で、それに子機を追加して他のフロアでも記録映像を見られるようにする場合、補助対象となりますか。
答	対象となりません。既設のドアホンで防犯性能は満たしており、利便性を高めるための処理になるためです。 なお、既設のドアホンに録画機能が無く、録画機能を付与するために追加する場合等、防犯性を高める場合には対象となります。

防犯フィルムについて

問	防災フィルムは、補助対象になりますか。
答	定義に合致しないため、対象外です。

防犯錠・補助錠について

問	電子錠は補助対象になりますか。
答	防犯性が高まるもの（カタログ等でそうとわかるもの）については対象になります。不安な場合は購入予定品を事前にご相談ください。